

岩倉鉱泉 宿泊約款

岩倉鉱泉（以下「当館」といいます。）では、お客様に安心して快適にお過ごしいただくため、以下のとおり宿泊約款を定めております。

第1条（適用範囲）

1. 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
2. この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
3. 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約を定めた場合は、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当館に宿泊を申し込もうとする方は、次の事項を当館にお申し出いただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日
 - (3) 宿泊人数
 - (4) 到着予定時刻
 - (5) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊人数その他予約内容に変更がある場合は、速やかに当館へご連絡ください。
3. 宿泊人数の変更等により宿泊料金に変更となる場合があります。

第3条（宿泊契約の成立）

1. 宿泊契約は、当館が宿泊申込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 予約サイト等を通じて申し込まれた宿泊については、各予約サイトの定める予約成立時点をもって宿泊契約が成立するものとします。
3. 当館が必要と判断した場合、宿泊契約の成立後であっても、宿泊者に対して必要な確認をお願いすることがあります。

第4条（宿泊をお断りする場合）

当館は、法令に基づき、次のいずれかに該当する場合には宿泊をお断りすることがあります。

1. 宿泊しようとする方が、特定感染症の患者等であるとき。
2. 宿泊しようとする方が、賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
3. 他の宿泊者又は当館の従業員に著しい迷惑を及ぼす言動を行うおそれがあるとき。
4. 宿泊に関して暴力的な要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
5. 当館の従業員に対し、過重な負担を伴い、他の宿泊者へのサービス提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。
6. その他、法令又は茨城県の条例等に定める事由に該当するとき。

第5条（暴力団等の排除）

1. 当館は、暴力団その他の反社会的勢力との関係を一切持たず、当館の利用からこれらを排除します。
2. お客様が次のいずれかに該当すると認められる場合、当館は、法令に基づき、宿泊契約の締結をお断りし、又は宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）に該当するとき。
 - (2) 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体に所属しているとき。
 - (3) 暴力団等に対して資金、便宜その他の利益を供与するなど、その維持・運営に協力又は関与しているとき。
 - (4) 暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 当館又は他の宿泊者に対して、暴力、脅迫、威圧的な言動その他これらに類する行為を行ったとき。
 - (6) その他、当館の利用が暴力団等の活動を助長し、又はその運営に資するおそれがあると認められるとき。
3. 前項に該当するか否かを確認するため、当館が必要と判断した場合には、お客

様に必要な確認をお願いすることがあります。

4. 本条に基づき宿泊をお断りし、又は宿泊契約を解除する場合の宿泊料金等の取扱いについては、第12条及び第13条によるものとします。

第6条（宿泊者名簿）

1. お客様は、当館から求められた場合、氏名、住所、連絡先その他法令により必要とされる事項を正確にお申し出ください。
2. 外国人のお客様については、法令に基づき、国籍及び旅券番号等の確認又は旅券の提示をお願いする場合があります。

第7条（チェックイン・チェックアウト）

1. チェックイン及びチェックアウトの時刻は、当館が別途定める時間によるものとします。
2. 到着予定時刻を大幅に変更される場合は、あらかじめ当館までご連絡ください。
3. 予定時刻を過ぎても連絡がなく、当館からの連絡にも応じていただけない場合には、宿泊契約を解除することがあります。

第8条（宿泊料金）

1. 宿泊料金は、当館が定める料金表又は予約時に提示した料金によるものとします。
2. 宿泊料金のほか、追加の飲食、サービスその他の利用料金が発生する場合には、別途これを申し受けます。
3. お客様は、当館が指定する方法及び時期に宿泊料金等をお支払いいただきます。

第9条（予約の変更・取消し）

1. 宿泊予約の変更又は取消しを希望される場合は、速やかに当館へご連絡ください。
2. 宿泊予約の取消しについては、当館が別途定めるキャンセルポリシーに基づき、キャンセル料を申し受けます。

3. 予約サイト等を通じた予約については、当該予約サイトに表示されたキャンセルポリシーが適用される場合があります。

第10条（不泊）

1. 宿泊者が当館に何ら連絡することなく宿泊されなかった場合、当館は、予約された宿泊料金に対して、当館が別途定めるキャンセルポリシーに基づく不泊料を申し受けます。
2. 前項の場合において、当館から宿泊者へ連絡を試みた場合であっても、連絡がつかないときは同様とします。

第11条（宿泊契約の解除）

1. 当館は、お客様が次のいずれかに該当するときは、法令に基づき、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 第4条に定める宿泊をお断りする事由に該当するとき。
 - (2) 第5条に定める暴力団等に該当するとき。
 - (3) 当館の従業員又は他の宿泊者に対し、暴力、脅迫、侮辱、威圧的な言動その他著しい迷惑を及ぼす行為を行ったとき。
 - (4) 当館の施設、設備又は備品を故意に破損するなど、当館に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 本約款、館内規則その他当館が定める利用上のルールに重大に違反したとき。
 - (6) その他、法令に基づき宿泊契約を解除することができる事由に該当するとき。
2. 前項により宿泊契約を解除する場合、当館は、可能な限りお客様にその理由を説明するものとします。

第12条（宿泊契約解除時の宿泊料金等）

1. お客様の責めに帰すべき事由により、当館が宿泊契約を解除した場合、当館は、解除までに提供した宿泊サービスその他のサービスに係る料金を申し受けます。
2. 前項の場合において、宿泊契約の解除によりお客様が予定していた宿泊期間の全部又は一部を利用できなくなった場合であっても、当館の責めに帰すべき事由によるものを除き、既にお支払いいただいた宿泊料金については、原則とし

て返金いたしません。

3. 宿泊契約の解除が宿泊開始前に行われた場合には、当館は、既に受領した宿泊料金について、当該解除の原因、予約条件及びキャンセルポリシー等を踏まえ、法令に従い適切に取り扱うものとしします。
4. 第5条に基づき、暴力団等に該当することを理由として宿泊契約を解除した場合についても、本条を適用します。
5. 本条の規定は、法令によりお客様に認められる権利を制限するものではありません。

第13条（損害賠償）

1. お客様の故意又は過失により、当館の施設、設備、備品その他の物品に損害が生じた場合には、当館は、その損害の賠償を請求することがあります。
2. お客様の行為により、当館が営業を中止せざるを得なくなった場合、又は他のお客様の宿泊をキャンセルせざるを得なくなった場合には、当館に生じた合理的な範囲の損害について賠償を請求することがあります。
3. 前各項の損害には、施設、設備及び備品の修繕費、清掃費、営業上の損失その他合理的に発生した費用を含むものとしします。

第14条（館内利用について）

お客様には、当館の施設、設備及び備品を大切にご利用いただき、次の行為をお控えいただきます。

1. 他の宿泊者又は近隣に迷惑となる大声、騒音その他の行為
2. 館内の設備、備品等を本来の用途以外に使用すること
3. 館内又は当館が指定する場所以外での喫煙
4. 火災その他の事故につながるおそれのある行為
5. 当館の許可なく、宿泊者以外の方を客室等へ招き入れること
6. 当館の許可なく、当館の設備又は備品を移動、加工又は持ち出すこと
7. その他、当館の安全、衛生又は他のお客様の快適なご滞在を損なう行為

第15条（カスタマーハラスメント等への対応）

1. 当館は、お客様からのご意見、ご要望その他のお申し出に対して、誠実に対応いたします。
2. ただし、当館の従業員に対する次のような行為については、状況に応じて対応をお断りし、又は宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 暴力、脅迫、威圧的な言動
 - (2) 土下座その他過度な謝罪を要求する行為
 - (3) 長時間にわたり、又は繰り返し従業員を拘束する行為
 - (4) 大声、侮辱、人格を否定する発言その他従業員の尊厳を著しく損なう行為
 - (5) 合理的な理由なく、通常の宿泊サービスの範囲を超える対応を繰り返し要求する行為
 - (6) その他、従業員の安全又は他のお客様の快適な宿泊を著しく損なう行為
3. 前項の対応については、法令に従い、個別の状況を踏まえて判断します。

第16条（貴重品等）

1. 現金、貴重品その他お客様ご自身で管理すべき物品については、お客様の責任において管理していただきます。
2. 当館の故意又は重大な過失による場合を除き、当館の責めに帰すべき事由によらない紛失、盗難、破損等については、当館は責任を負いかねます。

第17条（当館の責任）

1. 当館は、宿泊契約の履行にあたり、当館の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。
2. 当館の責めに帰すことのできない事由によって生じた損害については、法令に定める場合を除き、責任を負いません。

第18条（宿泊施設の利用制限等）

天災、火災、地震、設備故障、停電、断水、行政機関からの指示その他当館の責めに帰すことのできない事由により、安全かつ適切な宿泊サービスの提供が困難となった場合、当館は、宿泊内容の変更、営業の中止又は宿泊契約の解除その他必要な措置を講じることがあります。

第19条（個人情報の取扱い）

当館は、お客様から取得した個人情報について、宿泊予約の管理、宿泊サービスの提供、お客様への連絡その他当館の業務遂行に必要な範囲で利用し、適切に管理します。

第 20 条（約款の変更）

当館は、法令の変更、サービス内容の変更その他必要がある場合には、法令に従い、本約款を変更することがあります。

変更後の約款は、当館のホームページその他適切な方法によりお客様にお知らせします。

第 21 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本約款及び宿泊契約については、日本法を準拠法とします。
2. 本約款又は宿泊契約に関して紛争が生じた場合には、法令に従い、当館所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

制定日：2026 年 10 月 16 日

岩倉 鉦泉

〒312-0351

茨城県常陸太田市天下野町 5 7 8 8